

所得の低い方は負担が軽減されます

生活保護受給者の方などについては、次の表のとおり居住費・食費の負担額の上限が定められ、負担の軽減が図られています。

なお、負担の軽減を受けるためには、**市町村への申請が必要です。**



◆所得の低い方の居住費・食費の負担限度額(月額を目安)

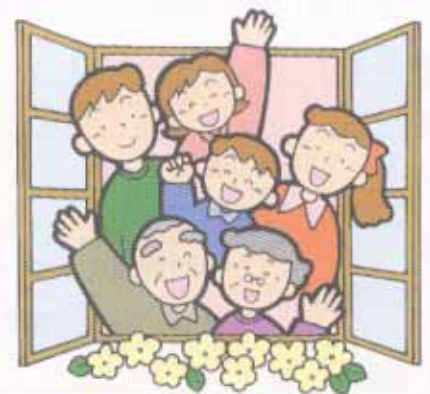
| 新たな利用者負担段階 | 居 住 費 | | | | | 食 費 |
|---|--------------|----------------|---------------|--------------------------|---------|---------|
| | ユニット型 個 室 | ユニット型 準 個 室 | 従来型個室 | | 多床室 | |
| | | | 特別養護 老人ホーム | 老人保健施設、 介護療養型 医療施設 | | |
| 利用者負担第1段階 ・生活保護受給者の方など | 25,000円 | 15,000円 | 10,000円 | 15,000円 | 0円 | 10,000円 |
| 利用者負担第2段階 ・年金収入のみで年額 80万円 以下の方など | 25,000円 | 15,000円 | 13,000円 | 15,000円 | 10,000円 | 12,000円 |
| 利用者負担第3段階 ・年金収入のみで年額 80万円 超 266万円 以下の方など | 50,000円 | 40,000円 | 25,000円 | 40,000円 | 10,000円 | 20,000円 |



※利用者負担第4段階以上(年金収入のみで年額266万円超など)の方についても、一定の場合には特例措置が適用され、負担が軽減される場合があります。

～平成17年10月から～ 所得の低い方へのその他の負担軽減措置

- ◆利用者負担(1割負担)の上限額〔**高額介護サービス費**〕の見直し
- ◆特別養護老人ホーム及び一部の在宅サービスに関する**社会福祉法人による利用者負担減免制度**の対象者の拡大 など



詳しくは、市町村の担当窓口にお問い合わせください。

京都府 保健福祉部 高齢・保険総括室

介護保険推進室 TEL 075-414-4578 FAX 075-414-4572
 介護保険事業室 TEL 075-414-4672 FAX 075-414-4572
 ホームページアドレス <http://www.pref.kyoto.jp/korei/kaigo/>

平成17年8月

京都府広報印刷物 No.1705061